

神田秀樹監修・著、阿部泰久・小足一寿著

『新信託業法のすべて』

小林卓泰・植田利文・増島雅和・青山大樹著

『Q&A 新しい信託業法解説』

天野佳洋

『新信託業法のすべて』：

1. 信託業法は、大正11年に制定された後、部分的な改正はあったものの本格的な改正はなされず、ほぼ制定時の規制内容であったが、平成16年に約80年ぶりに全文改正され、装いを新たにした改正信託業法は、平成16年12月3日に公布され、同年12月30日より施行された。

本書は、平成16年改正の新しい信託業法について、その全貌を理論と実務との両面から明らかにすることを目的とするものであり、執筆も法改正に携わった学者と実務家からなる最適の解説書といえよう。

いうまでもなく信託業法は信託業を規制する法規であるが、改正前信託業法は一般私法である信託法とともに、大正11年4月21日に公布・施行されている。本書では簡単にしか触れられていないが、信託法・信託業法の同時制定・同時施行といった経緯、立法のスタンスについては、当時の社会経済情勢を考慮する必要がある。当時既に、アメリカの信託会社の業務に範をとった、個人の財産を管理運用することを目的とする信託業務は存在しており、大正初年代、第一次世界大戦下の好況時には400社を超える信託会社が輩出されるに至ったが、これらのなかには、必ずしも、信託本来の業務を営むことなく、不動産仲介、高利貸し、投資等種々の営業活動が信託の名のもとに行われており、第一次世界大戦後の不況で破綻をきたすものも多く、信用秩序保持の観点から放置でき

ない情勢となっており、両法は、いわば悪質業者の取り締まりのためにワン・セットの形で立法されたが、立法の動機は信託業法の方が直接的なものであったとされる。

信託法、信託業法の施行により悪質な業者は淘汰され、残った優良な信託会社も第2次世界大戦後の厳しいインフレによりその経営基盤が弱体化し、昭和23年に一齐に銀行に転換し、信託業務を兼営するという経営形態に移行した。これにより専業の信託会社は消滅し、信託業務の認可を得た金融機関が信託業務を実施することとなった（信託銀行は、“金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律”に基づき銀行が信託業務を兼営しているものである）。その後、平成16年の本改正に至るまで、信託業法に基づき免許を受けて信託業を営む信託会社は存しなかった。

時は流れ、本書に述べられているように、近時の年金信託・投資信託といった資産運用型信託の隆盛、あるいはセキュリタイゼーションにおける信託機能の有用性等により、信託が果たす機能の重要性と長所が社会一般に注目され、信託の一層の活用という観点から従来の制度の見直しを求める声が高まった。このようななかで、政府の「規制改革推進3カ年計画」（平成15年3月28日閣議決定）にも掲げられる、ニーズの強い後述の二項目についての制度改正を織り込む形で、信託業法の改正がなされた。信託業の規制の全体を見直すには、規制色の強い信託法との関係等も考慮する必要があるところ、先ず、実務サイドから改正要望の声が強くあがっている二項目にかかわる制度改正を優先し、おって予定される信託法の改正時に、信託業の規制の全体的な見直しが検討されることとされたことによる。ここで改正の眼目である二項目とは、①受託可能財産の範囲の拡大（特に知的財産権がイメージされていた）と、②信託業の担い手の拡大であり、本書でも、この点について紙面を割いて詳細な解説がなされている。

2. 本書の構成の概要は以下のとおりである。

第1編では、新信託業法の全体像を説明し、第2編では、新信託業法の制定の経緯の説明に加えて新信託業法のポイントを逐条的に解説し、

文献紹介

また、あわせて、その実務的な観点からの評価を試みている。第3編では、新信託業法の活用の可能性について、信託会社の設立、知的財産権信託、不動産信託、アセットマネジメント、資産流動化・資金調達スキーム、その他に分けて、実務上のニーズに即した具体的かつ詳細な解説がなされている。

以下では、改正の眼目である2項目について、本書の記載に即して概要を述べることとする。

①受託可能財産の範囲の拡大

本来、信託法1条では、「財産権」とのみ規定されおり、その他の制限は無いのであるが、改正前信託業法4条では、受託者が業として信託設定時に受け入れることができる当初信託財産を、金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地およびその定着物、地上権および土地の賃借権の6種類に限定していた。

この制限が設けられた趣旨は、前述の信託業法制定時の大正11年の信託業界を取り巻く環境もあり、信託業の健全性確保、受益者の保護を眼目として、投機性、危険性を有する信託の引き受けによる経営の基礎を危うくすることの無いよう、引き受け財産を通常、安全確実に管理処分しうると認められる財産権に限定することが必要と考えられたことによる。

しかし、信託業法制定から80年余りを経て、経済の実態は大きく変わり、改正前信託業法で掲げられていた受託可能財産以外の様々な財産が大きな価値を持ち、また、価値を生み出す源泉になっている。とりわけ、知的財産権のような有体物で無い権利にも、財産として大きな価値は認められるようになり、また、これらの多様な財産権の流動化による資金調達など従来の信託業の枠組みでは対応できないニーズが高まっていた。因みに、平成14年秋に、(社)日本経済団体連合会および(社)信託協会がそれぞれ公表した規制改革要望では、信託業法において、知的財産権および建物賃借権を受託可能財産とすることを求めていた。

とりわけ、知的財産権と信託の関係が注目を浴び、知的財産権の流通の促進に関する、知的財産戦略会議による「知的財産戦略大綱」(平成

14年7月3日)、構造改革特区推進本部決定の「構造改革特区推進のためのプログラム」(平成14年10月12日)といった国家的な行動計画が、知的財産権の受託可能性の検討に拍車をかけたといえよう。これら政府における規制緩和の加速度の流れのなか、信託業法の改正となったわけであるが、最終的には、改正前信託業法4条に相当する受託財産に関する規定は置かれず、信託に関する一般法である信託法1条の規定に従い、財産権一般が信託財産の対象となることとされた。

信託業法の改正により、営業信託として知的財産権の信託も可能となり、知的財産権の信託による一元的管理、知的財産権の信託を活用した流動化といった、信託による知的財産権ビジネスの可能性が、本書第3編第3章では熱く語られている(信託業法改正後の知的財産権の信託の実態については、拙稿「知財信託と金融実務」『知的財産権訴訟の動向と課題』金融商事判例増刊1236号180頁を参照されたい)。

②信託業の担い手の拡大

前述のとおり、信託業は、信託兼営の金融機関により担われてきたのであるが、一般の事業会社を含めて多様な者がそのノウハウを利用して信託業の担い手として多様な信託商品の提供を行いたいとのニーズも高まってきた。具体的には、事業会社独自のノウハウを生かした信託の受託、自社グループ内の知的財産権の一元管理、売掛債権等の流動化、不動産管理信託等における信託会社としての活用である。

改正信託業法では、最終的には、信託会社の参入基準を、i. 免許制の一般の信託会社＝運用型信託会社、ii. 登録制の管理型信託会社に大別し、更に特例として、iii. 届出制のグループ企業内信託、iv. 登録制のTLO((技術移転機関)に分け、それぞれ会社形態、資本金、営業保証金、行為規制の項目に関し、規制に差を設けている。

このほか、登録制の信託契約代理店、登録制の信託受益権販売業者といったような担い手の多様化が図られている。

なお、グループ企業内信託では知的財産権の一元管理、TLOでは大学発の特許権等の企業への移転促進のほか、中小ベンチャー企業の知的財産権の信託会社による管理等、知的財産権がらみの信託による知的財

文献紹介

産権ビジネスがイメージされており、改正の眼目である2つの項目が密接に関連していることが読み取れる。

3. 改正に至った経緯、改正の眼目は以上のとおりであるが、改正信託業法では、このほか、信託会社の行為規制についても、現在の信託実務を踏まえ規定の整備が図られていることに留意を要する。

本書では、第2編第3章において解説されているが、改正信託業法では、一般私法である信託法と同趣旨の規定が盛り込まれている条文が存在する。信託法が、一般信託の準拠法たる地位を有するのに対し、信託業法は、信託会社が受託者となる営業信託に関する特則を定めるものであり、業法が私法の特別法として位置づけられることから、余りに規制色が強く実務の実態に即さない信託法の規定の適用を緩和するとともに、受託者としての行為規制を明確化しようという意図が見受けられる。

具体的には、信託業務の第三者委託（信託業法22条、23条）、忠実義務（同28条）、信託財産にかかわる行為準則（同29条）である。特に、信託業法29条2項は重要であり、本書94頁では、「信託法22条が強行規定か任意規定か解釈が分かれるところ、『自己取引については原則禁止するとともに、一定の場合には、信託法の規定にかかわらず裁判所の許可を得ることなく行うことを認めるもの』というのが、立法担当者の趣旨と考えられる」と指摘する（なお、同じ行為規制でも、信託引受にかかわる行為準則（信託業法24条）、説明義務（同25条）、書面交付（同26条）といった販売勧誘ルールは、一般信託法の受託者責任とは、離れたところに位置づけられよう一筆者私見）。

いわば、信託法の改正を先取りするかのようになり、改正信託業法では、受託者責任の適正化の試みがなされ、実務的にも改正信託業法の成果を十分に享受しているものと思慮するが、改正信託法案では、信託事務処理の第三者への委託（改正信託法案35条）、忠実義務（同30条、31条）といった規定の整備が予定されており、改正信託法成立の暁には、信託業法のこれらの規定も再整備されることとなろう。

4. 昨今種々の分野で法律改正が頻繁に行われており、出版間もない法律図書でも、記載内容の改定、新版発行を余儀なくされている。本書の対象である信託業法もその例外ではなく、平成18年6月の金融商品取引法制定に伴い、既にかんりの改正がなされている。たとえば、金融商品取引法において信託受益権がみなし有価証券として扱われることに伴う、信託契約代理業の定義の変更（信託業法2条8項）あるいは信託受益権販売業者に関する規定の全面的削除（第6章）、金融商品取引法における行為規制の準用に関する規定の新設（信託業法24条の2）が挙げられる。更に、信託法改正がなされれば、これにあわせて信託業法の全体的見直しも検討されよう。

この結果、本書も、早晚、装いを新たにした後継図書にその役割を譲ることとなろうが、信託業の担い手の拡大と受託可能財産の範囲の拡大という、今後の信託業の方向性に重大な影響を与えた信託業法の改正にかかわる解説書として、引き続き有用性を維持するものと思慮する。

『Q&A 新しい信託業法解説』：

本書の特色は、改正信託業法に関し、信託ビジネスの実務に携わる弁護士による、Q&A方式による逐条的な解説がなされているところにある。改正信託業法に関する逐条解説書としては、既に立法担当者による詳細な解説書があるが（高橋康文『詳解新しい信託業法』第一法規出版、2004.12）、本書は、執筆者が弁護士でもあることより、実務に即した具体的な設問を掲げることで、分かりやすい解説を心がけている。

もっとも、『新信託業法のすべて』の書評3.で述べたように、改正信託業法では、一般私法である信託法と同趣旨の規定が盛り込まれている条文が存在する。信託業法で、実務の実態に即さない信託法の規定の適用を緩和するとともに、受託者としての行為規制を明確化しようという意図をもって制定されていることからして、本書は業法の逐条解説という形態をとっているものの、特に行為準則に関する記載は、一般信託法の重要事項の解釈にまで踏み込んだ内容の濃い法律書となっているとい

文 献 紹 介

えよう。

信託法の改正がなされれば、これにあわせて信託業法の全体的見直しも検討されることとなろうが、その際には、本書の新版が出版されることを期待したい。

(駿河台大学教授)

[神田秀樹監修・著，阿部泰久・小足一寿著『新信託業法のすべて』金融財政事情研究会，2005年，A 5判，456頁，定価（本体4,500円＋税）]

[小林卓泰・植田利文・増島雅和・青山大樹著『Q&A 新しい信託業法解説』三省堂，2005年，A 5判，304頁，定価（本体2,800円＋税）]

